**＜文化財の種類**　**有形文化財（歴史資料）＞**

|  |  |
| --- | --- |
| **名　称** |  |
| **員　数** | １幅 |
| **所在地** | 藤井寺市藤井寺一丁目１６番２１号 |
| **所有者** | 宗教法人　葛井寺 |
| **年　代** | 室町時代後期 |
| **説　明**  **○概要**  　葛井寺参詣曼荼羅は、西国三十三所観音霊場第五番札所である葛井寺（藤井寺市）に伝存する参詣曼荼羅である。本参詣曼荼羅は、通常の参詣曼荼羅に比して小型、縦長の形状で、描かれる人びとの数は少ないものの、個々の人物は比較的大きく丁寧に描写されており、また、本堂に安置される本尊十一面千手観音坐像や、役行者・前鬼・後鬼像といった仏像の像容もはっきりと描かれている。絵画様式および衣装の風俗表現などから16世紀前半の制作とみなされており、大阪府内に遺存する参詣曼荼羅の中で最も古いものといえ、参詣曼荼羅の最初期の作品と位置付けられる。  **○西国三十三所観音霊場第五番札所葛井寺**  　葛井寺は、と号し、７世紀後半に河内の百済系渡来豪族藤井（葛井）氏の氏寺として創建されたと考えられる寺院である。永正７年（1511）11月の年紀を持つ河内剛琳寺勧進帳には、聖武天皇の叡願により伽藍の造営がなされ、行基によって本尊の開眼供養がなされた梵場であり、金峯山と金剛山の肝心で、葛木山の西門であると記されている。本尊は、８世紀中頃に造像された頭上に十一面をいただく乾漆千手観音坐像（国宝）で、四十の大手と千の小手（実際には千一の小手を作す）によって実際に千臂をあらわし、蓮華座上に坐している。葛井寺は、12世紀半ばまでに三十三所観音霊場の一つとして知られており、中世後期以降は西国三十三所第五番札所として多くの巡礼者、参詣者が訪れる寺院となり、その信仰は現在に至るまで受け継がれている。  **○参詣曼荼羅**  　参詣曼荼羅とは、寺院や神社など霊場への参詣や信仰を促す目的で作成された絵図のことで、堂舎、境内、参詣道といった景観や、縁起、霊験譚、そして霊場に集う宗教者、巡礼者、参詣者、霊場に関わり生活を営む多様な人々などを画面いっぱいに描いている。現在、参詣曼荼羅は全国で150点以上確認されており、大阪府内には６点伝わっている。参詣曼荼羅の多くは紙本で、一辺が150糎を超える大型の正方形に近い形状にて作成されている。那智山・立山・富士山・白山の参詣曼荼羅が多数伝来するが、描かれた霊場の主題としては畿内近国の寺社が多い。16世紀半ば以降盛んに制作され、特に17世紀までは勧進のため各地へ持ち運んで使われることがあったため、小さく折り畳んだ形跡を残すものも数多く伝わっている。  **○葛井寺参詣曼荼羅の形状と構図**  　葛井寺参詣曼荼羅は、紙本著色、掛幅装、本紙の法量が縦135.6糎×横59.8糎で、通常の参詣曼荼羅に比して縦長、小型である。また、現状では折り畳まれた形跡は確認されず、当初から掛幅装であった可能性もある。  　本作は、この縦長の画面に、境内の景観を正面（南面）上空から鳥瞰的に見下ろしたような角度にて描写する。画面構成は、中央やや上部に正面七間の本堂をひときわ大きく描き、その前に灯籠を、前方東西に三重塔を配し、更にその前方中央に２つの門を表現する。それぞれの門の東西には土塀が設けられ、この２つの門と土塀に挟まれた空間には蓮池が東西に存在する。また、門前の中央にも灯籠が置かれる。門前の西方には鳥居が建ち、この鳥居は式内社である長野神社と考えられている。このほか境内には、本堂南東に鐘楼が建ち、加えて名称不明ながら13棟の堂舎が本堂を囲むように建ち並んでいる。  **○葛井寺参詣曼荼羅の制作時期**  　本作の制作時期については、絵画様式や、描かれた武士の二折髻、肩衣・袴の裃姿といった風俗表現から、16世紀前半の作と評価されている。また、縦長の画面に描かれること、正面観による境内図ともいうべき構図であること、本堂内に本尊の像容を描くこと、寺院の縁起や霊験譚が描かれていないことなどが注目され、参詣曼荼羅に先行する掛幅装寺社縁起絵に見られる特徴を有することが指摘されている。彩色についても、通例の参詣曼荼羅では、背地を濃い黄土色に塗るなど泥絵具を用いて濃い彩色で描かれるのに対し、本作品の背地は黄土色には塗られておらず、また全体の彩色も淡い。このようなことから葛井寺参詣曼荼羅は、16世紀半ばから多く制作されるようになる参詣曼荼羅の最初期の作例と位置付けられる。  　また、参詣曼荼羅の制作要因が判明する事例は極めて少ないが、本作の作成契機については、永正７年の年紀を持つ河内剛琳寺勧進帳の記述から、葛井寺が同年の大地震によって大きな被害を受け復興のため勧進のなされたことが判明し、その復興活動との関わりの中で本参詣曼荼羅が制作された可能性が指摘されている。河内剛琳寺勧進帳は、『実隆公記』の永正８年２月14日条に「剛琳寺勧進帳清書、遣之了」との記載があり、能書家であった三条西実隆によって清書されたものであることも確認できる。  **○葛井寺参詣曼荼羅の本尊図像**  　本参詣曼荼羅で特筆すべきは、前述のように本尊の十一面千手観音をはじめ、役行者・前鬼・後鬼といった本堂に安置される仏の姿をはっきりと描くことである。他の多くの参詣曼荼羅では本堂に御正体としての鏡のみを描き、仏の姿を表現しないことが多いなか、本作では本堂中央正面に、蓮華座に坐す、千本の脇手を広げたような姿の十一面千手観音をはっきりと大きく描いている。葛井寺建立以来の本尊で、現存する十一面千手観音坐像とほぼ同様の姿である。ただし、葛井寺の本尊には存在しない膝前の宝鉢手を描いており、これは絵師が本尊を実際に見て描いたのでは無く、一般的な十一面千手観音坐像の姿を描いたためと考えられている。また、本堂内左側には、脚に高下駄を履き、岩に腰を掛け、右手に錫杖、左手に独鈷杵を持つ役行者と、斧を持つ前鬼、水瓶を持つ後鬼が描かれている。本堂内右側の図像は愛染明王とも地蔵菩薩とも言われるが、不詳である。  このほか、東西の三重塔の初層には阿弥陀如来と思しき像が描かれており、また、中央の門には太刀を持つ赤身の天部が一対、南の門には仁王が一対描かれている。  **○葛井寺参詣曼荼羅の人物図像**  　本作には、参詣者や巡礼者、そして様々な職業の人々が合計27人描かれている。通例の参詣曼荼羅のなかでは、描かれた人の数は非常に少数と言える。  　描かれた人々を見ると、本堂正面左には、葛井寺に到着したばかりであろうか、菅笠を脱ぎ、杖を傍らに置き、数珠を手にして本尊を見上げて拝む２人の男性が描かれている。そのうち１人は、文字の書かれた布を背に付した袖の無い装束を着している。これは巡礼者の着す笈摺で、15世紀後半に三十三所巡礼の拡大とともに巡礼衣装として一般化したとされ、彼らは三十三所観音の巡礼者といえる。笈摺姿の巡礼者は、本堂の周りや門前など、合わせて７人描かれている。本図は笈摺を描いた初期の絵画とされる。  　本堂の西には、御簾の下がった堂舎を拝む男性２人がおり、彼らは結袈裟や引敷を着し、頭襟をかぶり、護摩刀を帯することから山伏といえる。本堂の東縁には、法螺貝を吹く黒衣の僧侶も描かれる。蓮池には、参詣者であろう、髷を結い、裃をつけた武士と、薙刀を担いだ御供の少年がいる。門前に目を向けると、黒い脚絆を締め直す行商人、狐か犬のお面を頭に付けた猿を操る猿まわし、その猿を見る母親と赤子、そのほか琵琶法師や、市女笠をかぶる女性、その女性に喜捨をせびる巡礼者らも描かれている。  　他の作品でも見出すことの出来る定型化されたこれらの人物表現から、本作は絵師の集う工房にて制作されたものと示唆されるが、それぞれの人物は比較的大きく丁寧に描かれており、当時の様々な職人や装束などを伺い知ることが出来る。  **○葛井寺参詣曼荼羅の伝来**  　本参詣曼荼羅は、透漆塗被蓋箱（蓋：縦95.6糎、横12.0糎、高7.8糎、身：縦93.3糎、横9.8糎、高8.2糎）に納められており、被蓋表に「葛井寺伽藍絵図〈土佐筆〉 〈河州丹南郡〉剛琳寺」、被蓋裏には「延宝八〈庚／申〉年秋九月修営焉　法印昌余 〈表具師〉中西慶厳」との墨書がのこる。延宝８年（1680）に修理がなされたこと、当時本作が葛井寺伽藍絵図と呼ばれていたこと、また作者は土佐派と見なされていたことが判明する。土佐派の筆とは言えないものの、享和元年（1801）に出版された『河内名所図会』においても「寺中伽藍古図〈土佐将監筆〉」と記されており、本作は広く知られる葛井寺の什宝であった。  **○評価**  　16世紀前半に制作された葛井寺参詣曼荼羅は、掛幅装寺社縁起絵の特徴を多分に有す。本府域内には他にも参詣曼荼羅が５点現存し、既に施福寺参詣曼荼羅が、「早い時期の、また参詣曼荼羅図の典型的作例」と位置付けられ平成２年度に府指定有形文化財（絵画）となっているが、本作はその施福寺参詣曼荼羅に先行する作品である。葛井寺参詣曼荼羅は、参詣曼荼羅の最初期の作品といえ、16世紀半ば以降に多数制作される参詣曼荼羅の成立を考えるうえで絵画史上重要な作例といえる。また、描かれた多様な人物や装束などから当時の風俗などを知ることができ、笈摺が描かれた初期の事例であるなど、文化史、社会史研究上も貴重である。加えて、多くの参詣曼荼羅が制作の契機を知りえないなか、絵画様式や風俗表現から見た本作の成立時期と、河内剛琳寺勧進帳から知れる葛井寺の復興活動の時期的な近さから、その勧進活動との関係が想定されており、宗教史、地域史研究上も重要である。以上より葛井寺参詣曼荼羅は、絵画史および歴史学など学術研究上価値が高いといえ、本府指定文化財にふさわしい。  ［参考文献］  大阪市立博物館『社寺参詣曼荼羅』平凡社　1987  大阪市立美術館『役行者と修験道の世界』1999  大高康正『参詣曼荼羅の研究』　岩田書院　2012  京都国立博物館『聖地をたずねて─西国三十三所の信仰と至宝─』2020  下坂守『参詣曼荼羅』日本の美術331号　至文堂　1993  奈良国立博物館『西国三十三所―観音霊場の祈りと美―』2008  難波田徹『古絵図』日本の美術72号　至文堂　1972  西山克「社寺参詣曼荼羅についての覚書Ⅰ」『藤井寺市史紀要』第７巻　1986  西山克「社寺参詣曼荼羅についての覚書Ⅱ」『藤井寺市史紀要』第８巻　1987  西山克「社寺参詣曼荼羅についての覚書Ⅲ」『藤井寺市史紀要』第11巻　1990  日本経済新聞社『西国三十三所―観音霊場の信仰と美術―』1995  藤井寺市史編纂委員会『藤井寺市史』第四巻史料編二下　1985  藤井寺市史編纂委員会『藤井寺市史』第十巻史料編八下　1993 | |